

矢作川総合第二期農地防災事業

明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その2 2 建設工事

特 別 仕 様 書  
(第3回変更)

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則	<p>矢作川総合第二期農地防災事業明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その22建設工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書(土)」という。）、「施設機械工事共通仕様書」に基づいて実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>	
第2章 工事内容	<p>本工事は、国営矢作川総合第二期土地改良事業計画に基づき、明治幹線水路明治本流（上流部）の耐震化対策工事を行うものである。</p>	
1. 目 的		
2. 工事場所	愛知県豊田市上郷町、和会町及び広美町 地内	
3. 工事概要	<p>本工事の概要は、次のとおりである。</p> <p>水路延長 L=50.192m            施工始点 測点 No. 70+26.908            施工終点 測点 No. 70+77.100</p> <p>内訳</p> <p>暗渠工 L=50.192m            （現場打ち2連ボックスカルバート 4.3m×3.4m L=30.192m            鋼板内巻工 3.7m×2.9m L=20.0m）            仮設工 1式</p>	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	<p>1) 仮設ヤード内に着手できるのは、令和5年8月15日である。</p> <p>2) 非かんがい期に通常管理と低水管理（広畔制水門沈砂池管理水位<math>w_s=25.50m</math>）の通水切替えを施設管理者が行うため、水路内作業の作業期間は次のとおりとする。</p> <p>①仮廻し水路接続部側壁角落とし撤去及び本線角落とし設置、仮締切工（右岸）設置作業            令和5年10月15日以降、低水管理（右岸）に通水切替え後14日間程度。            作業完了後に低水管理（右岸）から通常管理（両岸）に通水切替えを行う。</p> <p>②仮締切工（左岸）設置・撤去、同（右岸）撤去、本線角落とし撤去及び仮廻し水路接続部閉塞作業            右岸新設水路完成後、令和6年1月上旬に左岸から右岸への通水切替を行う。            10日間程度。</p> <p>③新設水路構築及び既設水路と連結する暫定取付工は、令和6年3月上旬までに完成させ、その後既設水路終点部の仮締切撤去を行い、新設水路に施設管理者が充水を行う。</p> <p>なお、上記の工程制限に変更があった場合は、別途協議する。</p>	
2. 部分使用	<p>新設水路については、工事引渡し前に工事請負契約書第34条により部分使用する予定である。なお、部分使用範囲及び部分使用期間については、別途協議する。</p>	
3. 工事期間中の休業日	<p>工事期間中の休業日等としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準13日見込んでいる。</p> <p>なお、休業日等には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。</p>	
4. 現場技術員	<p>本工事は、共通仕様書(土)第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。</p> <p>なお、氏名等については、別に通知する。</p>	
第4章 現場条件		
1. 土質	1) 本工事の施工場所の土質は、「砂質土」を想定している。	

項 目	内 容	備 考																		
2. 関連工事	<p>2) 現場土質が想定している土質と著しく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>本工事に関連する工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="443 421 1295 672"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 421 995 459">工 事 名</th> <th data-bbox="995 421 1295 459">施工予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 459 995 533">矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策その1-1工事</td> <td data-bbox="995 459 1295 533">令和5年7月～ 令和6年3月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 533 995 607">矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策里・浜屋工事その2-1工事</td> <td data-bbox="995 533 1295 607">令和5年6月～ 令和6年3月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 607 995 672">矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策里・浜屋工事その3-1工事</td> <td data-bbox="995 607 1295 672">令和5年6月～ 令和6年3月</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 名	施工予定時期	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策その1-1工事	令和5年7月～ 令和6年3月	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策里・浜屋工事その2-1工事	令和5年6月～ 令和6年3月	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策里・浜屋工事その3-1工事	令和5年6月～ 令和6年3月											
工 事 名	施工予定時期																			
矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策その1-1工事	令和5年7月～ 令和6年3月																			
矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策里・浜屋工事その2-1工事	令和5年6月～ 令和6年3月																			
矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策里・浜屋工事その3-1工事	令和5年6月～ 令和6年3月																			
3. 第三者に対する措置 (1) 騒音・振動対策  (2) 濁水処理対策  (3) 保安対策  (4) 防塵対策	<p>1) 騒音、振動等の対策については、十分に配慮すると共に、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>なお、騒音、振動対策として、低騒音・低振動機械の使用、施工箇所にかまどが隣接している区間においては防音シートの設置を考えている。</p> <p>2) 各種重機械による作業に際し、地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業については、事前に監督職員と協議の上、振動、騒音等の計測を行わなければならない。</p> <p>なお、計測方法、計測位置等については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 現場条件等を踏まえ具体的な対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) 本工事の施工においては、第5章9. 濁水処理対策2) の水質基準を超える汚濁水を工事区域外に排水することがないように、善良な現場管理を行うものとする。</p> <p>なお、既設水路の漏水など、清水の水替えについては適用しない。</p> <p>2) 受注者は濁水処理の施工に先立ち、濁水処理計画書を作成し、監督職員の承諾を得るとともに、矢作川沿岸水質保全対策協議会（以下「矢水協」という。）に説明を行うものとする。</p> <p>1) 保安設備 主要道路からの工事用車両の出入り口等には、保安及び誘導設備等を適切に配置するものとする。</p> <p>なお、詳細については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 交通誘導警備員 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。（いわゆる交通誘導員B）</p> <p>なお、交通誘導警備員の配置は、次のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="443 1630 1295 1899"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 1630 587 1684">配置場所</th> <th data-bbox="587 1630 855 1684">配置期間</th> <th data-bbox="855 1630 976 1684">交通誘導警備員</th> <th data-bbox="976 1630 1059 1684">編成</th> <th data-bbox="1059 1630 1155 1684">昼夜別</th> <th data-bbox="1155 1630 1295 1684">交代要員の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1684 587 1827">市道中和会榎塚線</td> <td data-bbox="587 1684 855 1827">・仮設ヤード造成、撤去時 ・資材搬入時 ・重機搬入時、搬出時 ・コンクリート打設時 ・コンクリート殻搬出時</td> <td data-bbox="855 1684 976 1827">1名/日</td> <td data-bbox="976 1684 1059 1827">1名</td> <td data-bbox="1059 1684 1155 1827">昼間</td> <td data-bbox="1155 1684 1295 1827">無</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1827 587 1899">市道永覚広畔線</td> <td data-bbox="587 1827 855 1899">・道路舗装復旧時 ・道路付帯施設復旧時</td> <td data-bbox="855 1827 976 1899">1名/日</td> <td data-bbox="976 1827 1059 1899">1名</td> <td data-bbox="1059 1827 1155 1899">昼間</td> <td data-bbox="1155 1827 1295 1899">無</td> </tr> </tbody> </table> <p>防塵対策については、十分に配慮するとともに、周辺住民等との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>なお、防塵対策として、土木シートの設置、敷鉄板の敷設、防塵ネットの設置を考えているが、追加の防塵対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	配置場所	配置期間	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	市道中和会榎塚線	・仮設ヤード造成、撤去時 ・資材搬入時 ・重機搬入時、搬出時 ・コンクリート打設時 ・コンクリート殻搬出時	1名/日	1名	昼間	無	市道永覚広畔線	・道路舗装復旧時 ・道路付帯施設復旧時	1名/日	1名	昼間	無	<p>追加</p>
配置場所	配置期間	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無															
市道中和会榎塚線	・仮設ヤード造成、撤去時 ・資材搬入時 ・重機搬入時、搬出時 ・コンクリート打設時 ・コンクリート殻搬出時	1名/日	1名	昼間	無															
市道永覚広畔線	・道路舗装復旧時 ・道路付帯施設復旧時	1名/日	1名	昼間	無															

項 目	内 容	備 考								
(5) 交通管理 (6) 耕作者対策  (7) その他	<p>市道永覚広畔線は、通行止めになっている。</p> <p>工事期間中、工事区域周辺の農地で耕作を行っているため、これらの耕作を妨げないように留意しなければならない。</p> <p>なお、耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について監督職員と協議するものとする。</p> <p>既設構造物、既設機器及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。</p>									
4. 関係機関との調整	関係機関との調整により、工事内容及び工法、施工時期等に変更が生じた場合は、設計変更を行うことがある。									
5. 地下埋設物対策	市道永覚広畔線には愛知県上水道が埋設されているため、事前に調査を実施すると共に、損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。									
6. 上部工撤去・復旧工事(仮称)について	上部工（自転車道アスファルト舗装、転落防止柵など）の撤去・復旧工事は、愛知県において予定しているが、撤去の時期や復旧方法については調整中である。									
第5章 指定仮設										
1. 一般事項	<p>本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。</p> <p>なお、受注者は、共通仕様書(土)3-20-1に基づき、指定仮設を含む仮設工の実施に先立ち現場条件を十分に検討し、構造、規模、施工方法等を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、指定仮設の変更が必要になった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。</p>									
2. 工事用進入路	<p>工事用進入路として使用する一般道路については、使用前に現状を把握・確認すると共に、一般交通に支障を来さないよう、受注者の責任において、適切な維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>なお、工事用車両は市道中和会榊塚線からの進入を想定している。</p>									
3. 工事用道路等	受注者は、設計図面に基づき、工事用道路及び工事用進入路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修・維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。									
4. 仮廻し水路	<p>1) 設計図面に示すとおり、仮廻し水路を設置するものとする。</p> <p>なお、仮廻し水量は、次のとおり想定している。  <math>Q_{max} 4.4m^3/s</math>(10月～1月) <math>Q_{max} 5.0m^3/s</math>(2月～3月)</p> <p>2) 受注者は、仮廻し水路の施工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3) 工事期間中の補修・維持管理は受注者の責任において実施するものとする。</p>									
5. 土取場、建設発生土受入地について										
(1) 土取場	<p>1) 土取場は、図面に示す箇所とし、その名称、採取予定量は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="507 1630 1262 1776"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>地先名</th> <th>採取量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治本流(上流部)耐震化対策工事内</td> <td>豊田市上郷町及び和会町地内</td> <td>200m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。</p>	名称	地先名	採取量	摘要	明治本流(上流部)耐震化対策工事内	豊田市上郷町及び和会町地内	200m <sup>3</sup>		
名称	地先名	採取量	摘要							
明治本流(上流部)耐震化対策工事内	豊田市上郷町及び和会町地内	200m <sup>3</sup>								
(2) 建設発生土受入地	<p>1) 建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="507 1865 1262 2011"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>地先名</th> <th>搬出量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治本流(上流部)耐震化対策工事内</td> <td>豊田市上郷町及び和会町地内</td> <td>697m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	地先名	搬出量	摘要	明治本流(上流部)耐震化対策工事内	豊田市上郷町及び和会町地内	697m <sup>3</sup>		
名称	地先名	搬出量	摘要							
明治本流(上流部)耐震化対策工事内	豊田市上郷町及び和会町地内	697m <sup>3</sup>								

項 目	内 容	備 考									
6. 仮設ヤード	<p>2) 本建設発生土受入地の受入費用は、無償とする。</p> <p>1) 仮設ヤードは、設計図面にに基づき、発注者が確保する工事用地に整備するものとする。</p> <p>2)</p> <p>3) その他、仮設ヤードの整備及び復旧に当たっては、第11章施工5. 土工及び9. (2) 耕地復旧の留意点を踏まえるものとする。</p>										
		削除									
7. 水替工	<p>1) 工事区域内の常時排水として排水ポンプにより水替えを行うものとし、稼働実績を監督職員に報告するものとする。          なお、排水量は、次のとおり想定している。  <math>Q_{max}=5.9m^3/h</math></p> <p>2) 第3章1. 工程制限に示す通水切替え時及び施工時に排水ポンプにより既設水路内に溜まった水の水替えを行うものとし、稼働実績を監督職員に報告するものとする。</p>										
8. 仮設土留工	<p>1) 設計図面に示すとおり、仮設土留工を設置するものとする。打設は油圧圧入工法により打設することを計画している。</p> <p>2) 鋼矢板(ハット形10H)は、計画地盤高から50cm下がりの位置で切断し、存置するものとする。</p> <p>3) 受注者は、仮設土留工の施工に先立ち、施工計画書を作成し監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>4) 地質その他施工条件等により変更する場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>5) 工事期間中の補修・維持管理は受注者の責任において実施すると共に、周辺地盤等の変化に十分注意し、異常が認められた場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うと共に、監督職員と協議するものとする。</p>										
9. 濁水処理対策	<p>1) 工事用仮設ヤード内に、濁水処理対策として、次の原水処理容量の沈殿槽を設け、水替工内の汚濁水を処理するものとする。          仮設ヤード：10m<sup>3</sup></p> <p>2) 水質基準          沈殿槽から排水路への放流に当たっては、次により水質監視を実施し、水質基準を下回っていることを確認するものとする。          なお、濁度に対する処理は、自然沈下方式を考慮しており、水素イオン指数 (pH) に対する処理は特段考えていないが、現場状況により中和処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="459 1348 1331 1473"> <thead> <tr> <th>水質調査箇所</th> <th>水質基準</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沈殿槽の流入口</td> <td>pH：5.8～8.6 濁度：30度(mg/l)以下 電気伝導度：30ms/m以下</td> <td>排水放流日 午前・午後の2回</td> </tr> <tr> <td>沈殿槽の放流口</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水質調査箇所	水質基準	頻度	沈殿槽の流入口	pH：5.8～8.6 濁度：30度(mg/l)以下 電気伝導度：30ms/m以下	排水放流日 午前・午後の2回	沈殿槽の放流口			
水質調査箇所	水質基準	頻度									
沈殿槽の流入口	pH：5.8～8.6 濁度：30度(mg/l)以下 電気伝導度：30ms/m以下	排水放流日 午前・午後の2回									
沈殿槽の放流口											
	<p>3) 測定結果に異常値が出た場合には、その都度監督職員に報告し、その処理について協議しなければならない</p>										
第6章 工事用地等											
1. 発注者が確保している用地	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりであり、官民地及び借地で構成されている。</p>										
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	<p>前項1. 以外で受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。また、返還時及び返還後の取り扱いについては、次項と同様に適切な処理を行うものとする。</p>										
3. 工事用地等の使用及び返還	<p>1) 前項1. の土地の使用及び返還については、監督職員からの指示があるので、それに従い適正に使用するものとする。</p> <p>2) 工事用地等は、仮設ヤードとして、令和5年8月から工期末までの間、受注者に使用させるものとする。</p> <p>3) 借地の返還は、監督職員が復旧状況を確認した後、原則として地権者及び受発注者の立会のもと行うものとする。返還承諾の証となる「土地返還引受書」については、原則として発注者が地権者から徴収する。</p> <p>4) 返還後、権利者等から原形復旧について、苦情等があった場合は、監督職員と</p>										

項 目	内 容	備 考																																																						
<p>4. 境界杭等</p> <p>第7章 貸与設備等</p> <p>1. 貸与品</p> <p>2. 引渡し場所及び格納基地</p> <p>3. 引渡し時期</p> <p>第8章 工事現場発生材</p> <p>第9章 工所用電力</p>	<p>協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。</p> <p>既存の境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せるものとし、境界杭を撤去した場合には、工事完了後復旧したうえで、関係者の了解を得るものとする。また、新たに境界杭を設置する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>貸与する材料は次のとおりとし、貸与期間は工事の期間内とする。</p> <table border="1" data-bbox="459 517 1315 1541"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>角落しゲート (本線用)</td> <td>B4000×H3400 ※寸法 上段 B4000×H1000 下段 B4000×H2400</td> <td>門</td> <td>1</td> <td rowspan="13">仮設工</td> </tr> <tr> <td>角落しゲート (本線用)</td> <td>B4000×H3400 ※寸法 上段 B4000×H1700 下段 B4000×H1700</td> <td>門</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>角落しゲート (側壁用)</td> <td>B2890×H3700 ※寸法 上段 B2890×H2000 下段 B2890×H1700</td> <td>門</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>角落しゲート (中壁用)</td> <td>B5180×H1475</td> <td>門</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管φ1500</td> <td>片フランジ管 L=800</td> <td>本</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管φ1500</td> <td>ALW形直管 L=6000</td> <td>本</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管φ1500</td> <td>K形直管 L=6000</td> <td>本</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管φ1500</td> <td>K形甲切管 L=2000</td> <td>本</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管φ1500</td> <td>K形乙切管 L=3000</td> <td>本</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管φ1500</td> <td>K形継輪</td> <td>本</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管φ1500</td> <td>特殊押輪</td> <td>組</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管φ1500</td> <td>T形直管 (K形加工) L=6000</td> <td>本</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>愛知県豊田市上郷町及び和会町地内</p> <p>監督職員と打合せのうえ決定するものとする。</p> <p>工事現場発生材は共通仕様書(土)第1編1-1-21によるものとし、詳細は監督職員と打合せのうえ決定するものとする。 なお、引渡しにあたっては監督職員が立会により工事現場発生材の確認を行うものとする。</p> <p>本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において、準備しなければならない。 なお、本工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。</p>	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	角落しゲート (本線用)	B4000×H3400 ※寸法 上段 B4000×H1000 下段 B4000×H2400	門	1	仮設工	角落しゲート (本線用)	B4000×H3400 ※寸法 上段 B4000×H1700 下段 B4000×H1700	門	1	角落しゲート (側壁用)	B2890×H3700 ※寸法 上段 B2890×H2000 下段 B2890×H1700	門	1	角落しゲート (中壁用)	B5180×H1475	門	1	ダクタイル鋳鉄管φ1500	片フランジ管 L=800	本	1	ダクタイル鋳鉄管φ1500	ALW形直管 L=6000	本	10	ダクタイル鋳鉄管φ1500	K形直管 L=6000	本	1	ダクタイル鋳鉄管φ1500	K形甲切管 L=2000	本	1	ダクタイル鋳鉄管φ1500	K形乙切管 L=3000	本	1	ダクタイル鋳鉄管φ1500	K形継輪	本	1	ダクタイル鋳鉄管φ1500	特殊押輪	組	3	ダクタイル鋳鉄管φ1500	T形直管 (K形加工) L=6000	本	1	
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考																																																				
角落しゲート (本線用)	B4000×H3400 ※寸法 上段 B4000×H1000 下段 B4000×H2400	門	1	仮設工																																																				
角落しゲート (本線用)	B4000×H3400 ※寸法 上段 B4000×H1700 下段 B4000×H1700	門	1																																																					
角落しゲート (側壁用)	B2890×H3700 ※寸法 上段 B2890×H2000 下段 B2890×H1700	門	1																																																					
角落しゲート (中壁用)	B5180×H1475	門	1																																																					
ダクタイル鋳鉄管φ1500	片フランジ管 L=800	本	1																																																					
ダクタイル鋳鉄管φ1500	ALW形直管 L=6000	本	10																																																					
ダクタイル鋳鉄管φ1500	K形直管 L=6000	本	1																																																					
ダクタイル鋳鉄管φ1500	K形甲切管 L=2000	本	1																																																					
ダクタイル鋳鉄管φ1500	K形乙切管 L=3000	本	1																																																					
ダクタイル鋳鉄管φ1500	K形継輪	本	1																																																					
ダクタイル鋳鉄管φ1500	特殊押輪	組	3																																																					
ダクタイル鋳鉄管φ1500	T形直管 (K形加工) L=6000	本	1																																																					

項 目	内 容	備 考																																																																													
第10章 工事用材料 1. 規格及び品質	<p>本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。</p> <p>1) コンクリート            コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、種類は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="464 387 1307 728"> <thead> <tr> <th></th> <th>呼び強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スラブ (cm)</th> <th>最大骨材寸法 (mm)</th> <th>水セメント比 (%)</th> <th>セメントの種類による記号</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>25又は20</td> <td>—</td> <td>N・BB</td> <td>均しコンクリート</td> </tr> <tr> <td>無筋コンクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>25又は20</td> <td>—</td> <td>N・BB</td> <td>仮締切工</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>25又は20</td> <td>55以下</td> <td>N・BB</td> <td>一般構造物 (暗渠工)</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>25又は20</td> <td>—</td> <td>N・BB</td> <td>頂板閉塞工</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 石 材            砕石 C-40 JIS A 5001            単粒度砕石 4号 JIS A 5001            再生砕石 RC-40 JIS A 5001 に準拠</p> <p>3) 鋼 材            鉄筋 (異形棒鋼) JIS G 3112 (SD295)            溝形鋼 (SS400) JIS G 3192            H形鋼 (SS400) JIS G 3192            ハット形鋼矢板 JIS A 5523</p> <p>4) 止水板</p> <table border="1" data-bbox="464 1059 1307 1243"> <thead> <tr> <th>規格</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NR系、伸び量・沈下量20mm以上、耐水圧0.10Mpa以上</td> <td>暗渠工パレル継目</td> </tr> <tr> <td>ブチルゴム系、6mm×100mm</td> <td>暗渠工コンクリート打継目</td> </tr> <tr> <td>NR系、既設新設取付用、L型</td> <td>暗渠工パレル継目 既設-新設パレル間</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 止水板には油性ペイントを塗布しないこと。</p> <p>5) 目地材            目地板 ゴム発泡体、20mm</p> <p>6) 充填材            充填材はセメントベントナイトミルクとし、基本事項は次のとおりとするが、詳細については監督職員と協議するものとする。            ① グラウトの配合量及び圧縮強度は、下表のとおり            ② グラウトの流動性：Pロート試験及び配合試験結果による。</p> <table border="1" data-bbox="440 1507 1331 1668"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断面位置</th> <th colspan="3">1 m<sup>3</sup>当たりの配合</th> <th rowspan="2">設計強度 (28日)</th> </tr> <tr> <th>セメント</th> <th>ベントナイト 250メッシュ</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラウン部</td> <td>300kg</td> <td>70kg</td> <td>877kg</td> <td>1.0N/mm<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>インバート部</td> <td>243kg</td> <td>81kg</td> <td>891kg</td> <td>1.24N/mm<sup>2</sup>以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>7) アスファルト混合物            再生密粒度アスコン (13)            再生粗粒度アスコン (20)</p> <p>8) ポリマーセメントモルタル</p> <table border="1" data-bbox="464 1803 1307 1926"> <thead> <tr> <th>品質</th> <th>試験方法</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧縮強度</td> <td>JIS R 5201</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>21 以上</td> </tr> <tr> <td>曲げ強度</td> <td>JIS R 5201</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>5.0 以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリートとの付着強度</td> <td>単軸引張試験</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>1.5 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>9) コンクリート二次製品            遠心力鉄筋コンクリート管 B形 I種 JIS A 5372</p> <p>10) ガードレール            Gr-C-4E 土中建込式            Gr-C-2B 置き式</p>		呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ (cm)	最大骨材寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類による記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25又は20	—	N・BB	均しコンクリート	無筋コンクリート	18	8	25又は20	—	N・BB	仮締切工	鉄筋コンクリート	21	12	25又は20	55以下	N・BB	一般構造物 (暗渠工)	鉄筋コンクリート	21	8	25又は20	—	N・BB	頂板閉塞工	規格	使用目的	NR系、伸び量・沈下量20mm以上、耐水圧0.10Mpa以上	暗渠工パレル継目	ブチルゴム系、6mm×100mm	暗渠工コンクリート打継目	NR系、既設新設取付用、L型	暗渠工パレル継目 既設-新設パレル間	断面位置	1 m <sup>3</sup> 当たりの配合			設計強度 (28日)	セメント	ベントナイト 250メッシュ	水	クラウン部	300kg	70kg	877kg	1.0N/mm <sup>2</sup> 以上	インバート部	243kg	81kg	891kg	1.24N/mm <sup>2</sup> 以上	品質	試験方法	単位	規格値	圧縮強度	JIS R 5201	N/mm <sup>2</sup>	21 以上	曲げ強度	JIS R 5201	N/mm <sup>2</sup>	5.0 以上	コンクリートとの付着強度	単軸引張試験	N/mm <sup>2</sup>	1.5 以上	<p>追加</p> <p>追加</p>
	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ (cm)	最大骨材寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類による記号	使用目的																																																																									
無筋コンクリート	18	8	25又は20	—	N・BB	均しコンクリート																																																																									
無筋コンクリート	18	8	25又は20	—	N・BB	仮締切工																																																																									
鉄筋コンクリート	21	12	25又は20	55以下	N・BB	一般構造物 (暗渠工)																																																																									
鉄筋コンクリート	21	8	25又は20	—	N・BB	頂板閉塞工																																																																									
規格	使用目的																																																																														
NR系、伸び量・沈下量20mm以上、耐水圧0.10Mpa以上	暗渠工パレル継目																																																																														
ブチルゴム系、6mm×100mm	暗渠工コンクリート打継目																																																																														
NR系、既設新設取付用、L型	暗渠工パレル継目 既設-新設パレル間																																																																														
断面位置	1 m <sup>3</sup> 当たりの配合			設計強度 (28日)																																																																											
	セメント	ベントナイト 250メッシュ	水																																																																												
クラウン部	300kg	70kg	877kg	1.0N/mm <sup>2</sup> 以上																																																																											
インバート部	243kg	81kg	891kg	1.24N/mm <sup>2</sup> 以上																																																																											
品質	試験方法	単位	規格値																																																																												
圧縮強度	JIS R 5201	N/mm <sup>2</sup>	21 以上																																																																												
曲げ強度	JIS R 5201	N/mm <sup>2</sup>	5.0 以上																																																																												
コンクリートとの付着強度	単軸引張試験	N/mm <sup>2</sup>	1.5 以上																																																																												

項 目	内 容	備 考																																		
<p>2. 見本又は資料提出</p> <p>3. 監督職員の検査又は試験</p>	<p>11) 横断・転落防止柵類 H=1.1m、ベースプレート形式、金網規格φ3.2×56mm、300g垂鉛めつき鉄線、支柱肉厚2.3mm</p> <p>主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して、承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p> <table border="1" data-bbox="491 450 1291 712"> <thead> <tr> <th>材 料</th> <th>提 出 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土、砂利、砕石類、アスファルト乳剤</td> <td>試験成績書</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート、アスファルト混合物</td> <td>配合報告書、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>鋼材</td> <td>ミルシート、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>管類、シート類、目地材、止水板</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>埋設物表示テープ類</td> <td>カタログ、見本</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>承認図、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>横断・転落防止柵類</td> <td>カタログ又は製作図</td> </tr> </tbody> </table> <p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="448 880 1326 1200"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>検 査 ・ 試 験 項 目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量</td> <td>現場搬入時及びプラント</td> </tr> <tr> <td>充填材</td> <td>流動性、一軸圧縮強度</td> <td>現場搬入時</td> </tr> <tr> <td>鋼材類</td> <td>外観、形状</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>アスファルト混合物</td> <td>温度</td> <td>現場搬入時</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>外観、形状、寸法</td> <td>現場搬入時</td> </tr> </tbody> </table>	材 料	提 出 物	土、砂利、砕石類、アスファルト乳剤	試験成績書	生コンクリート、アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書	鋼材	ミルシート、試験成績書	管類、シート類、目地材、止水板	カタログ、試験成績書	埋設物表示テープ類	カタログ、見本	コンクリート二次製品	承認図、試験成績書	横断・転落防止柵類	カタログ又は製作図	材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考	生コンクリート	スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント	充填材	流動性、一軸圧縮強度	現場搬入時	鋼材類	外観、形状	搬入時抽出検査	アスファルト混合物	温度	現場搬入時	コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
材 料	提 出 物																																			
土、砂利、砕石類、アスファルト乳剤	試験成績書																																			
生コンクリート、アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書																																			
鋼材	ミルシート、試験成績書																																			
管類、シート類、目地材、止水板	カタログ、試験成績書																																			
埋設物表示テープ類	カタログ、見本																																			
コンクリート二次製品	承認図、試験成績書																																			
横断・転落防止柵類	カタログ又は製作図																																			
材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考																																		
生コンクリート	スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント																																		
充填材	流動性、一軸圧縮強度	現場搬入時																																		
鋼材類	外観、形状	搬入時抽出検査																																		
アスファルト混合物	温度	現場搬入時																																		
コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時																																		
<p>第11章 施 工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 基準点及び水準点</p> <p>(2) 検測又は確認(施工段階確認)</p>	<p>1) 本工事の基準点は、設計図面に示す基Ⅱ-5、基Ⅲ-26、基Ⅲ-29を使用しなければならない。</p> <p>2) 本工事の水準点は、設計図書に示すKBM.17 (H=28.886m)、KBM.18 (H=28.445m)を使用しなければならない。</p> <p>3) 補助BMを設けた場合は、位置及び標高を監督職員に報告し、確認を得るものとする。</p> <p>4) 基準点等の位置データは、測地成果2011に対応したものである。</p> <p>1) 本工事の施工段階確認は、次に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。 なお、施工段階確認の実施方法について、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 次に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="440 1671 1334 2011"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>確認内容</th> <th>確認時期</th> <th>遠隔確認対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">掘削</td> <td>床付け状況、基準高さ</td> <td>初期床付け完了段階</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤地耐力</td> <td>試験時</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暗渠工(現場打ちボックスカルバート)</td> <td>幅、厚さ、高さ、延長</td> <td>1スパン目施工段階で1箇所</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>均しコンクリート</td> <td>幅、厚さ、高さ</td> <td>初期施工段階で1箇所</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考	掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了段階	○		地盤地耐力	試験時	○		暗渠工(現場打ちボックスカルバート)	幅、厚さ、高さ、延長	1スパン目施工段階で1箇所	○		均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	○		<p>追加</p>										
工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考																																
掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了段階	○																																	
	地盤地耐力	試験時	○																																	
暗渠工(現場打ちボックスカルバート)	幅、厚さ、高さ、延長	1スパン目施工段階で1箇所	○																																	
均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	○																																	

項 目		内 容					備 考																				
(3) 中間技術検査		工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考																					
		鉄筋組立	かぶり、中心 間隔	1 スパン目鉄 筋組立後 以降、構造変更 毎に1箇所	○	スターラップ の配置につい ても確認																					
		鋼板内巻工	基準高、たわ み率	初期施工段階 で1か所	○																						
			溶接部（継手 部塗装含む）	初期施工段階 で1か所	○																						
			充填量、充填 圧、充填状況	初期施工段階 で1か所	○																						
		指定 仮設 工	仮設道路 （敷鉄板）	面積	設置完了時点 で1箇所	○																					
			仮廻し水路	延長、高さ	設置完了時点 で1箇所	○																					
			仮設土留工	延長、基準高	設置完了時点 で1箇所 以降、構造変更 毎に1箇所	○																					
		復 旧 工	舗装	厚さ	設置完了時点 で1箇所	○	路盤、アスフ ルト合材	追加																			
			排水路 （基礎碎石）	幅、厚さ	設置完了時点 で1箇所	○																					
		(3) 中間技術検査	<p>1) 発注者から中間技術検査を実施する旨の通知を受けた場合は、従わなければならない。</p> <p>2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は、従わなければならない。</p> <p>4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、従わなければならない。</p> <p>5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p>																								
		(4) 舗装切断に伴う排水等の処理	<p>舗装切断作業に伴い発生する排水（汚泥）又は切削粉は、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。</p> <p>なお、施工実績を踏まえ、監督職員と協議するものとする。</p>																								
		2. 再生資源等の利用	<p>受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。</p> <p>なお、舗装材に使用する場合等には、「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。</p>																								
	3. 建設資材廃棄物等の搬出	<p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住所</th> <th>受入時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊 （無筋）</td> <td>（有）近藤開発</td> <td>愛知県岡崎市 富尾町字若狭79</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊 （有筋）</td> <td>（有）近藤開発</td> <td>愛知県岡崎市 富尾町字若狭79</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td>岡崎リサイク ルセンター（株） 真福寺工場</td> <td>愛知県岡崎市 真福寺町字山ノ 田55-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> </tbody> </table>					建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	コンクリート塊 （無筋）	（有）近藤開発	愛知県岡崎市 富尾町字若狭79	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者	コンクリート塊 （有筋）	（有）近藤開発	愛知県岡崎市 富尾町字若狭79	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者	アスファルト塊	岡崎リサイク ルセンター（株） 真福寺工場	愛知県岡崎市 真福寺町字山ノ 田55-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者	
建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分																							
コンクリート塊 （無筋）	（有）近藤開発	愛知県岡崎市 富尾町字若狭79	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																							
コンクリート塊 （有筋）	（有）近藤開発	愛知県岡崎市 富尾町字若狭79	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																							
アスファルト塊	岡崎リサイク ルセンター（株） 真福寺工場	愛知県岡崎市 真福寺町字山ノ 田55-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																							

項 目	内 容					備 考
4. 特定建設資材の 分別解体等	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	
	廃プラスチック	(株)トーアクリン	安城市根崎町東新切2-2	9:00～ 15:00	再資源化 施設業者	
	木くず(草、枝葉)	永一産商(株) 飛島中間処理 施設	愛知県海部郡飛島村 新政成9-34-1	8:00～ 16:00	再資源化 施設業者	
	木くず(根株)	岡崎リサイクルセンター(株) 真福寺工場	愛知県岡崎市 真福寺町字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者	
	汚泥※	サンコーリサイクル(株)	愛知県東海市 浅山3-190	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者	
	※ 舗装及びコンクリート切断作業に伴い発生する排水は、汚泥として取扱うこと。					
4. 特定建設資材の 分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。					
	工程ごとの 作業内容及び 解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法		
		①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
		②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
		③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
	注) ■が該当部分である。					
5. 土工 (1) 掘削  (2) 埋戻し及び盛土	1) 2) 掘削					削除
	<p>① 掘削土及び床掘土は、埋戻し及び盛土に流用するものとし、それ以外は建設発生土受入地へ搬出しなければならない。</p> <p>② 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。</p> <p>③ 法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又はその恐れが認められる場合は、応急の措置を講ずると共に、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1) 埋戻し材料及び盛土材料 埋戻しは、掘削により発生する良質土を流用するものとし、腐食及び草木等を含む表土を流用してはならない。</p> <p>2) コンクリート構造物周辺の埋戻し ① コンクリート構造物下の埋戻しは、一層の仕上がり厚さが30cm程度となるようにまき出し、ブルドーザ7t級または振動ローラ11～12t級により締固め度85%以上となるように締固めなければならない。</p> <p>② コンクリート構造物周辺は、構造物の外端より50cmまでは、良質土にて左右均等に一層の仕上がり厚を30cm程度になるようまき出し、人力(振動コンパクタ等)により締固め度85%以上となるように締固めなければならない。</p> <p>③ 構造物外端50cmより外側は、良質土にて一層の仕上がり厚さを30cm程度になるようにまき出し、振動ローラ(ハンドガイド式0.8～1.1t級、コンバインド型3.0～4.0t級)等現場条件に適した機械により転圧又はこれと同等以上の方法で締固め度85%以上となるように締固めなければならない。</p> <p>3) 左岸部の鋼矢板切断位置以深の埋戻しは、上記によらず、コンクリートにより埋戻すものとする。</p>					

項 目	内 容	備 考										
6. 既設構造物取壊し	<p>1) 既設水路の取壊しについては、存置する既設構造物に損傷を与えないよう底版部はコンクリートカッター工法、側壁部はワイヤーソーイング工法による縁切りを考えているが、工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 取壊しに当たっては、油圧圧砕機にて施工し、アスファルト舗装の取壊しにあたっては、バックホウにより施工することを想定している。          なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 既設水路取壊しの際のコンクリート殻の搬出については、右岸側に坂路を設置し搬出することを想定している。          なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4) コンクリート及びアスファルト切断作業に伴い発生する排水（汚泥）は、直接現場外に排水することなく、工業用掃除機等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。          なお、施工実績を踏まえ、監督職員と協議するものとする。</p>											
7. 現場打ち暗渠工	<p>(1) 基礎工          暗渠工の基礎は直接基礎としており、床掘終了後、監督職員立会のもとで平板載荷試験により基礎地盤の必要地耐力(下表)を確認するものとする。詳細な試験位置は監督職員の指示によるものとし、必要地耐力に満たない場合は監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="470 873 1300 958"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>位 置</th> <th>必要地耐力</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠工</td> <td>新設水路中央部</td> <td>59.0kN/m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) コンクリート施工          コンクリートの施工にあたっては、構造物の特性を踏まえ、品質を確保するため共通仕様書等に基づき打込み、養生を含む施工管理を適切に行うものとする。</p>	工 種	位 置	必要地耐力	備 考	暗渠工	新設水路中央部	59.0kN/m <sup>2</sup>				
工 種	位 置	必要地耐力	備 考									
暗渠工	新設水路中央部	59.0kN/m <sup>2</sup>										
8. 鋼板内巻工 (1) 鋼板内巻工	<p>1) 鋼板の工場製作に先立ち製作承認図及び割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>2) 施工に先立ち施工計画書を提出し、監督職員と十分打ち合わせることとする。          なお、施工にあたっては、割付図に合わせた番号を布設する鋼板本体に表示するものとする。</p> <p>3) 輸送の際は、鋼板の内面塗装面を損傷させないよう細心の注意を払うものとする。</p>											
(2) 鋼板	<p>1) 鋼板の仕様は、図面のおりとする。</p> <p>2) 塗装仕様は、以下のとおりとする。</p> <p>ア. 塗装構成          溶剤形エポキシ樹脂塗料 0.5mm以上          ガラスフレーク入り液状エポキシ樹脂塗料 1.0mm以上          ポリウレタン被覆 1.5mm以上</p> <p>イ. 工場塗装</p> <table border="1" data-bbox="443 1556 1332 1848"> <thead> <tr> <th>塗装範囲</th> <th>塗装の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラウン (外面)</td> <td>無塗装</td> </tr> <tr> <td>クラウン (内面)</td> <td>端部から100mmの範囲と吊り治具取付け箇所は無塗装とし、それ以外は溶剤形エポキシ樹脂塗料を塗布する。</td> </tr> <tr> <td>インバート (外面)</td> <td>無塗装</td> </tr> <tr> <td>インバート (内面)</td> <td>端部から100mmの範囲と吊り治具取付け箇所は無塗装とし、200Rの中心まで溶剤形エポキシ樹脂塗料を塗布する。ただし、終点の端部（プレーンエンド）の塗装は、ポリウレタン被覆を施工するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	塗装範囲	塗装の内容	クラウン (外面)	無塗装	クラウン (内面)	端部から100mmの範囲と吊り治具取付け箇所は無塗装とし、それ以外は溶剤形エポキシ樹脂塗料を塗布する。	インバート (外面)	無塗装	インバート (内面)	端部から100mmの範囲と吊り治具取付け箇所は無塗装とし、200Rの中心まで溶剤形エポキシ樹脂塗料を塗布する。ただし、終点の端部（プレーンエンド）の塗装は、ポリウレタン被覆を施工するものとする。	
塗装範囲	塗装の内容											
クラウン (外面)	無塗装											
クラウン (内面)	端部から100mmの範囲と吊り治具取付け箇所は無塗装とし、それ以外は溶剤形エポキシ樹脂塗料を塗布する。											
インバート (外面)	無塗装											
インバート (内面)	端部から100mmの範囲と吊り治具取付け箇所は無塗装とし、200Rの中心まで溶剤形エポキシ樹脂塗料を塗布する。ただし、終点の端部（プレーンエンド）の塗装は、ポリウレタン被覆を施工するものとする。											

項 目	内 容	備 考						
(3) 鋼板据付工  (5) 変形防止治具取付け (6) 溶接工  (7) 充填工  (8) 現場内塗装  (9) 端部仕上げ	<p>ウ. 現場塗装</p> <table border="1" data-bbox="443 264 1331 488"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 264 724 297">塗装範囲</th> <th data-bbox="724 264 1331 297">塗装の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 297 724 360">クラウン (内面)</td> <td data-bbox="724 297 1331 360">溶接完了後、無塗装範囲 (100mm) について、液状エポキシ樹脂を塗布する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 360 724 488">インバート (内面)</td> <td data-bbox="724 360 1331 488">底面200Rの中心までガラスフレーク入り液状エポキシ樹脂塗料を塗布する。 ただし、終点の端部 (プレーンエンド) の塗装は、ポリウレタン被覆を施工するものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ. 鋼板の端部開先加工形状及び端部内外面塗装の塗り残し幅は、製作承認図に記載し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>1) 鋼板は坑内を台車等で運搬し、インバート材は、据付済のインバート材の裏当て金に合わせ、クラウン材は、据付済のクラウン材周方向及びインバート材軸方向の裏当て金に合わせ、ジャッキ棒、金馬、金矢等を使用し肌合わせをする。 なお、溶接ギャップは4.0mm以上を標準とし、目違い量は4.0mm以下とする。 また、溶接工、溶接材料の規格は本溶接と同等とする。</p> <p>2) インバート材の据付高さ調整は油圧ジャッキ等で行わない、間隔保持ライナー (ゴム又は形鋼) で固定するものとする。</p> <p>3) 設置済の鋼板の上に重量物が乗り支障が出る場合は、適正に保護を行うものとする。</p> <p>充填工に先立ち、鋼板の変形防止として、変形防止治具を取付けるものとする。</p> <p>1) 溶接棒は、JIS Z 3211 (軟鋼用被覆アーク溶接棒) に適合したものとする。</p> <p>2) 溶接棒の取り扱い (溶接機器、溶接材料、溶接作業、溶接環境、仕上り) は、WSP 002-2010によるものとする。</p> <p>3) 現場溶接に従事する溶接工の資格等を証明する書類を、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4) 溶接は、内面を規定寸法にV型開先し、裏当溶接するものとする。</p> <p>1) 充填工の施工に当たっては、不慮の変形を避けるための変形防止材や注入リフト等について、施工計画書を事前に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2) 充填材は、第10章 1.7) を標準とする。なお、これにより難しい場合は、配合表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>3) 施工に当たっては、空洞が残らないよう入念に行うものとする。</p> <p>4) 充填圧力は、グラウト孔直下の圧力で0.1MPa以下とし、座屈が生じないように施工しなければならない。</p> <p>5) 充填は、設置しているグラウトホールより行うものとし、グラウトホールは注入後、鋼板と同質材料を用い溶接等により確実に閉塞しなければならない。</p> <p>6) 充填に当たっては、計器を設置し、グラウト孔毎の圧力、充填量等の記録をとり監督職員に報告しなければならない。なお、記録方法の詳細については監督職員と協議するものとする。</p> <p>7) 充填作業の完了は、確認孔からのリークを十分に確認しなければならない。</p> <p>1) 現場塗装は、第11章 8. (2) 2) ウによるものとする。</p> <p>2) 鋼板内面の工場塗装塗り残し範囲 (現地溶接部) について、現地塗装するものとする。</p> <p>3) 鋼面の下地処理は、サンドブラストにより行い、処理程度は、ISO Sa2-1/2 以上とする。 ブラスト後、直ちに防錆塗料としてプライマーを刷毛またはエアレススプレー等により1回塗りとし、ブラスト作業・プライマー塗布作業が終了後、溶剤形エポキシ樹脂塗料を刷毛またはエアレススプレー等で塗布するものとする。</p> <p>始終点部鋼板端部と既設暗渠とのすり付けは、ポリマーセメントモルタルで行うものとし、すりつけ高さは図面のとおりとする。</p>	塗装範囲	塗装の内容	クラウン (内面)	溶接完了後、無塗装範囲 (100mm) について、液状エポキシ樹脂を塗布する。	インバート (内面)	底面200Rの中心までガラスフレーク入り液状エポキシ樹脂塗料を塗布する。 ただし、終点の端部 (プレーンエンド) の塗装は、ポリウレタン被覆を施工するものとする。	
	塗装範囲	塗装の内容						
	クラウン (内面)	溶接完了後、無塗装範囲 (100mm) について、液状エポキシ樹脂を塗布する。						
	インバート (内面)	底面200Rの中心までガラスフレーク入り液状エポキシ樹脂塗料を塗布する。 ただし、終点の端部 (プレーンエンド) の塗装は、ポリウレタン被覆を施工するものとする。						

項 目	内 容	備 考
9. 原形復旧工 (1) 既設構造物撤去及び復旧	1) 既設構造物の撤去に際し、「工事数量表」に再利用と示すものについては、復旧工事において再利用するため、撤去作業及び保管に当たっては、丁寧に行わなければならない。 なお、本工事にて復旧工事を行わない施設については、工事完了時の保管場所を別途指示するものとする。	
(2) 耕地復旧 (仮設ヤード)	1) 仮置きする表土は、風などで飛散しないようシート等による養生を行うものとする。 2) 土木シートの撤去は、仮置き材、土砂及び石礫が混入しないよう人力により丁寧に行うものとする。 なお、混入した場合には、入念にこれを除去しなければならない。 3) 4) 5) 耕地復旧にあたり、基盤面の沈下等により原形地盤高さまで復旧が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。	変更
		削除
		変更
10. 舗装復旧	1) 基層工の施工に当たっては、プライムコート (PK-3) 120L/100 m <sup>2</sup> 以上を路盤面に均一に散布し基層との密着をはからなければならない。 表層工の施工に当たっては、タックコート (PK-4) 40L/100 m <sup>2</sup> 以上を基層に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。 2) 舗装工は、施工条件に合った敷均し機械、締固め機械により、再生加熱アスファルト混合物を施工しなければならない。	追加
11. 排水路復旧	排水路の復旧に当たっては、上下流の既設排水路底版の標高を基準とするものとする。	
12. 区画線	区画線の施工に当たっては、事前に道路面を十分に清掃した後、施工するものとする。	
第12章 施工管理		
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書(土)第1編1-1-10に規定する(1)又は(3)の資格を有するものでなければならない。	
2. 施工管理		
(1) 一般事項	受注者は、土木工事施工管理基準に基づき、工程管理、出来形管理、品質管理等の施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。	
(2) 構造物品質確認調査	本工事で施工する暗渠工については、土木構造物の品質を確保するためにひび割れ発生状況調査を次のとおり行い、監督職員に報告しなければならない。 1) 暗渠工完了後、発生したひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。 なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。 2) 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。 なお、調査票は調査後、速やかに監督職員に報告するとともに、完成検査時にも提出しなければならない。	
3. 工事写真における 黑板情報の電子化 について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、次項の1)から4)によりこれを実施するものとする。	

項 目	内 容	備 考
	<p>1) 使用する機器・ソフトウェア  受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL 「<a href="http://www.cryptrec.go.jp/list.html">http://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>2) 機器等の導入  ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は受注者が準備するものとする。  ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い  ① 受注者は、前項1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。  ② 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。  なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。  ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4) 写真の納品  受注者は、前項3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。  なお、受注者は納品時にURL 「<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html</a>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5) 費用  機器等の導入に要する費用は、従来型の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p>	
4. その他	<p>本工事及び関連工事による一連の施設が完成した後、発注者が実施する通水確認に受注者は立会うものとする。</p>	
第13章 条件変更の 補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <p>1) 土質・地質  2) 矢板圧入時の転石の出現  3) 湧水及び排水量  4) 既設構造物（設計図面との大幅な差異等）  5) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）・工作物等の出現  6) 現場周辺住民からの苦情  7) 遠隔確認を行う場合</p>	
第14章 公共事業関係 調査に対する 協力	<p>1) 歩掛調査  本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。  なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。</p> <p>2) 間接工事費等諸経費動向調査  本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
第15章 その他 1. 契約後V E提案	<p>1) 定義            「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> <p>2) V E提案の意義及び範囲            ① V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。            ② ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。            ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案            イ) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき、条件変更が確認された後の提案            ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</p> <p>3) V E提案書の提出            ① 受注者は、2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書(共通仕様書(土) 様式6-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。            ア) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由            イ) V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)            ウ) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠            エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係            オ) 工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項            カ) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項            ② 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。            ③ 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。            ④ V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>4) V E提案の適否等            ① 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面(共通仕様書(土) 様式6-5)により通知するものとする。            ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。            ② また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。            ③ V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。            ④ 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。            ⑤ 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。            ⑥ 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。            ⑦ V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。            ⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前項⑥のV E管理費については、変更しないものとする。            ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合にお</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>2. 建設副産物情報交換システムの利用</p> <p>3. 再生資源利用計画</p> <p>4. 再生資源利用促進計画</p> <p>5. 電子納品</p> <p>6. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況</p> <p>7. 配置予定監理技術者等の専任期間</p> <p>8. ワンデーレスポンス実施に関する事項</p>	<p>いては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p> <p>本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>工事完成図書を、共通仕様書(土)第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> <p>工事施工において、自ら立案企画した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができるものとする。</p> <p>1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 2) 現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。 3) 現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 4) 検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「合格通知書」における日付)とする。</p> <p>「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。</p>	

項 目	内 容	備 考															
9. 工事の施工効率向上対策	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>1) 工事円滑化会議  工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、主任監督員の主催により、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。  なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>2) 設計変更確認会議  工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、主任監督員の主催により、工期、設計変更内容等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。  なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>3) 対策検討会議  工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、東海農政局地方参事官を議長とし、対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。  なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催を決定する。</p> <p>4) 建設コンサルタントの出席  前項1)、2)及び3)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。  なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書(土) 様式-42)に記録し、相互に確認するものとする。</p>																
10. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	<p>次の資材については、次の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について、設計変更するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="483 1422 1264 1619"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>調 達 地 域 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板</td> <td>t=22mm</td> <td>知多市</td> </tr> <tr> <td>沈殿槽</td> <td>4100×1830×1600</td> <td>知多市</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板</td> <td>ハット形 10H</td> <td>知多市</td> </tr> <tr> <td>H型鋼</td> <td>H-300×300×10×15</td> <td>知多市</td> </tr> </tbody> </table>	資 材 名	規 格	調 達 地 域 等	敷鉄板	t=22mm	知多市	沈殿槽	4100×1830×1600	知多市	鋼矢板	ハット形 10H	知多市	H型鋼	H-300×300×10×15	知多市	
資 材 名	規 格	調 達 地 域 等															
敷鉄板	t=22mm	知多市															
沈殿槽	4100×1830×1600	知多市															
鋼矢板	ハット形 10H	知多市															
H型鋼	H-300×300×10×15	知多市															
11. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。  営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費  労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、当初契約締結後、前項2)で示された割合を参考にして、発注者が</p>																

項 目	内 容	備 考
12. 現場環境の改善の 試行	<p>別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（様式2）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約において、その整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>1) 内容  受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。  ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に仕様できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>① 快適トイレに求める機能  ア 洋式（洋風）便器  イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）  ウ 臭い逆流防止機能  エ 容易に開かない施錠機能  オ 照明設備  カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）</p> <p>② 付属品として備えるもの  キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示  ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫  ケ サニタリーボックス  コ 鍵と手洗器  サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>③ 推奨する仕様、付属品  シ 便房内寸法 900×900mm以上（面積ではない）  ス 擬音装置（機能を含む）  セ 着替え台  ソ 臭気対策機能の多重化  タ 室内温度の調整が可能な設備  チ 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）</p> <p>2) 快適トイレに要する費用  快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。  受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。①ア～カ及び②キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。  なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。  また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を越える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p>	

項 目	内 容	備 考										
13. 現場環境改善費	<p>1) 現場環境改善費の内容は次のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し、合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事の内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいものとする。詳細については、監督職員と協議実施するものとする。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 次に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</p> <p>3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="454 510 1289 1294"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 510 587 544">計上項目</th> <th data-bbox="587 510 1289 544">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 544 587 734">仮設備関係</td> <td data-bbox="587 544 1289 734">           ①用水・電力等の供給            ②緑化・花壇            ③ライトアップ施設            ④見学路及び椅子の設置            ⑤昇降設備の充実            ⑥環境負荷の低減         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 734 587 891">営繕関係</td> <td data-bbox="587 734 1289 891">           ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）            ②労働宿舍の快適化            ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）            ④現場休憩所の快適化            ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 891 587 1014">安全関係</td> <td data-bbox="587 891 1289 1014">           ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）            ②盗難防止対策（警報器等）            ③避暑（熱中症予防）・防寒対策         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1014 587 1294">地域連携</td> <td data-bbox="587 1014 1289 1294">           ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）            ②完成予想図            ③工法説明図            ④工事工程表            ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む）            ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む）            ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営            ⑧パンフレット・工法説明ビデオ            ⑨社会貢献         </td> </tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献	
計上項目	実施する内容（率計上分）											
仮設備関係	①用水・電力等の供給 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減											
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等											
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策											
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献											
14. 週休2日による施工	<p>1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。 受注者は、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は、次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。</p>											

項 目	内 容	備 考																																																							
15. 週休2日制の促進	<p>なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③ 監督職員は、前項②の受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④ 監督職員は受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から前項②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。</p> <p>① 補正係数</p> <table border="1" data-bbox="480 696 1297 1048"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週8休以上</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>28.5%(8日/28日) 以上</td> <td>25%(7日/28日) 以上 28.5%未満</td> <td>21.4%(6日/28日) 以上 25%未満</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費 (賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費 (率分)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費 (率分)</td> <td>1.09</td> <td>1.07</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 補正方法</p> <p>当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正計数を各経費に乗じている。また、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正計数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正計数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p> <table border="1" data-bbox="440 1552 1331 1809"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工</td> <td></td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防護柵設置工(ガードレール)</td> <td>設置</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路標識設置工</td> <td>設置</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。</p> <p>2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）</p>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02	現場管理費 (率分)	1.09	1.07	1.05	名称	区分	補正係数			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	鉄筋工		1.05	1.03	1.01	防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00	撤去	1.05	1.03	1.01	道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00	撤去	1.04	1.03	1.01	
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																																						
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25%未満																																																						
労務費	1.05	1.03	1.01																																																						
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01																																																						
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02																																																						
現場管理費 (率分)	1.09	1.07	1.05																																																						
名称	区分	補正係数																																																							
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																																					
鉄筋工		1.05	1.03	1.01																																																					
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00																																																					
	撤去	1.05	1.03	1.01																																																					
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00																																																					
	撤去	1.04	1.03	1.01																																																					

項 目	内 容	備 考
<p>16. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について</p> <p>17. 熱中症対策に資する現場管理費の補正</p>	<p>以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。</p> <p>なお、加点評価にあたっては、次のとおりとする。</p> <p>① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。</p> <p>なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【働き方改革】</p> <p><input type="checkbox"/> 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</p> </div> <p>② 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><input type="checkbox"/> 休日の確保を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]</p> </div> <p>○事業（務）所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]</p> </div> <p>③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において1点を加点評価する。</p> <p>○事業（務）所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]</p> </div> <p>3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。</p> <p>1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。</p> <p>2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。</p> <p>1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>18. 新型コロナウイルス感染症に対する対応について</p> <p>19. 工期</p> <p>20. CORINSへの登録</p> <p>21. 1日未満で完了する作業の積算</p>	<p>② 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土曜以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>③ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> $\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$ <p>3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指標（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p> $\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$ <p>※ 補正係数：1.2</p> <p>1) 新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じることを理由に、工期内に工事が完成できないとして、受注者から工期延長の請求があった場合には、工事請負契約書の規定により協議に応じるものとする。 また、同様の理由により必要であると認めるときは、工事の一時中止等の適切な措置を行うものとする。</p> <p>2) 受注者が、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施する場合には、感染拡大防止のために必要と認められる対策について施工計画書を提出し、協議した上で、確実な履行を持って設計変更を行うことができる。</p> <p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式14により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている408日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和6年8月30日（工事完了期限日）まで</p> <p>技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p> <p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみ適用する。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基</p>	<p>変更</p>

項 目	内 容	備 考										
<p>22. 共通仮設費率分の適切な設計変更について</p> <p>第16章 情報化施工技術の活用について</p> <p>1. 適用</p> <p>2. 協議・報告</p> <p>3. 施工計画</p> <p>4. 情報化施工技術に係る貸与資料</p>	<p>準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、その他協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、上記2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p>本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（令和4年4月農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、次の適用工種に係る施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、3次元座標値を用いた情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。</p> <table border="1" data-bbox="459 1473 1315 1637"> <thead> <tr> <th>情報化施工技術</th> <th>適用工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. UAV出来形管理技術</td> <td>土工 掘削</td> </tr> <tr> <td>2. TLS出来形管理技術</td> <td>土工 掘削</td> </tr> <tr> <td>3. 出来形管理用TS技術</td> <td>土工 掘削</td> </tr> <tr> <td>4. MC/MG技術</td> <td>土工 掘削</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の3～7によるものとする。</p> <p>なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、次のとおりである。この他に必要資料がある場合には、監督職員に報告し、貸与を受けるものとする。</p> <p>なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければ</p>	情報化施工技術	適用工種	1. UAV出来形管理技術	土工 掘削	2. TLS出来形管理技術	土工 掘削	3. 出来形管理用TS技術	土工 掘削	4. MC/MG技術	土工 掘削	
情報化施工技術	適用工種											
1. UAV出来形管理技術	土工 掘削											
2. TLS出来形管理技術	土工 掘削											
3. 出来形管理用TS技術	土工 掘削											
4. MC/MG技術	土工 掘削											

項 目	内 容	備 考																		
<p>5. 確認及び検査</p> <p>6. 電子納品</p> <p>7. 情報化施工技術活用工事の費用</p> <p>第17章 定めなき事項</p>	<p>ばならない。</p> <table border="1" data-bbox="478 291 1292 616"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 291 590 324"></th> <th data-bbox="590 291 1181 324">貸与資料</th> <th data-bbox="1181 291 1292 324">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 324 590 392">1</td> <td data-bbox="590 324 1181 392">矢作川総合第二期地区 明治幹線本流他地質調査業務報告書</td> <td data-bbox="1181 324 1292 392"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 392 590 459">2</td> <td data-bbox="590 392 1181 459">矢作川総合第二期地区 明治幹線本流測量その1 業務報告書</td> <td data-bbox="1181 392 1292 459"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 459 590 526">3</td> <td data-bbox="590 459 1181 526">矢作川総合第二期地区 明治幹線水路他基本設計業務報告書</td> <td data-bbox="1181 459 1292 526"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 526 590 593">4</td> <td data-bbox="590 526 1181 593">矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部） 耐震化対策実施設計その6 業務報告書</td> <td data-bbox="1181 526 1292 593"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 593 590 616">5</td> <td data-bbox="590 593 1181 616">図面のCAD データ</td> <td data-bbox="1181 593 1292 616"></td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TSを準備しなければならない。</p> <p>受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。</p> <p>1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により、計上することとする。 2) 受注者は、発注者からの歩掛見積り等調査について、協力しなければならない。</p> <p>この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>		貸与資料	備考	1	矢作川総合第二期地区 明治幹線本流他地質調査業務報告書		2	矢作川総合第二期地区 明治幹線本流測量その1 業務報告書		3	矢作川総合第二期地区 明治幹線水路他基本設計業務報告書		4	矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部） 耐震化対策実施設計その6 業務報告書		5	図面のCAD データ		
	貸与資料	備考																		
1	矢作川総合第二期地区 明治幹線本流他地質調査業務報告書																			
2	矢作川総合第二期地区 明治幹線本流測量その1 業務報告書																			
3	矢作川総合第二期地区 明治幹線水路他基本設計業務報告書																			
4	矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部） 耐震化対策実施設計その6 業務報告書																			
5	図面のCAD データ																			

(別記様式14)

## 工期通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
東海農政局長  
秋葉 一彦 様

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その2 2 建設工事
工事場所	愛知県豊田市上郷町、和会町及び広美町 地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。